

防衛特別所得税に関する省令要旨

- 1 防衛特別所得税申告書、延納に係る届出書及び還付申告書に添付する明細書等の記載事項の細目等を定める。（第二条～第四条関係）
- 2 源泉徴収に係る防衛特別所得税の納付の際に添付する計算書等を定める。（第五条関係）
- 3 支払調書等の記載事項の特例を定める。（第六条関係）
- 4 防衛特別所得税に係る関係省令の適用につき必要な事項を定める。（第七条関係）
- 5 この省令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）